

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	27-2
許認可等の種類	動物用医薬品の販売業の許可更新			
根拠法令条例等・条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律【以下「医薬品医療機器等法」】(昭和35年8月10日法律第145号) 第24条第2項			
許認可等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○動物用医薬品店舗販売業の許可更新 ○動物用医薬品配置販売業の許可更新 ○動物用医薬品卸売販売業の許可更新 ○動物用医薬品特例店舗販売業の許可更新 			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため) 【参考】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 動物用医薬品店舗販売業の許可更新 <ul style="list-style-type: none"> ○医薬品医療機器等法第26条第4項 ○動物用医薬品等取締規則(平成16年12月24日農林水産省令第107号)第100条 2 動物用医薬品配置販売業の許可更新 <ul style="list-style-type: none"> ○医薬品医療機器等法第30条第2項 ○動物用医薬品等取締規則第107条 3 動物用医薬品卸売販売業の許可更新 <ul style="list-style-type: none"> ○医薬品医療機器等法第34条第2項 ○動物用医薬品等取締規則第110条の2 4 動物用医薬品特例店舗販売業の許可更新 <ul style="list-style-type: none"> ○医薬品医療機器等法第83条の2の3 5 共通 <ul style="list-style-type: none"> ○動物用医薬品等取締規則第95条 ○医薬品、医療機器等法の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律関係事務に係る技術的助言について(平成12年3月31日 12畜A第728号 農林水産省畜産局長通)の第2 <p>※医薬品医療機器等法第83条の規定により、医薬品医療機器等法中「厚生労働大臣」は「農林水産大臣」と、「厚生労働省令」は「農林水産省令」と読み替える。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	14日以内 (内訳) 協議機関 農政部園芸畜産課(7日以内) 処分庁 家畜保健衛生所(7日以内)			
期間の制定根拠	—			